

議事日程第 8 号

平成30年(2018年)招集大阪狭山市議会定例会6月定例会議会議事日程
平成30年(2018年)5月31日午前9時30分開議
議会期間(平成30年5月31日から6月25日まで26日間)

日程第 1	発議第 1 2 号	会議録署名議員の指名について
日程第 2	議案第 3 2 号	池尻財産区管理会の財産区管理委員の選任について
日程第 3	議案第 3 3 号	池尻財産区管理会の財産区管理委員の選任について
日程第 4	議案第 3 4 号	池尻財産区管理会の財産区管理委員の選任について
日程第 5	議案第 3 5 号	池尻財産区管理会の財産区管理委員の選任について
日程第 6	議案第 3 6 号	池尻財産区管理会の財産区管理委員の選任について
日程第 7	議案第 3 7 号	池尻財産区管理会の財産区管理委員の選任について
日程第 8	議案第 3 8 号	池尻財産区管理会の財産区管理委員の選任について
日程第 9	議案第 3 9 号	大阪狭山市市税条例等の一部を改正する条例について
日程第 1 0	議案第 4 0 号	大阪狭山市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第 1 1	議案第 4 1 号	大阪狭山市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 1 2	議案第 4 2 号	大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 1 3	議案第 4 3 号	大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 4	議案第 4 4 号	大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第15	議案第45号	工事請負契約の締結について
日程第16	議案第46号	工事請負契約の締結について
日程第17	議案第47号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
日程第18	議案第48号	平成30年度(2018年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第3号)について
日程第19	議案第49号	平成30年度(2018年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について
日程第20	議案第50号	平成30年度(2018年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第1号)について
日程第21	議案第51号	平成30年度(2018年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計補正予算(第1号)について
日程第22	報告第3号	平成29年度(2017年度)大阪狭山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第23	報告第4号	平成30年度(2018年度)公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団の事業計画及び予算の報告について
日程第24	請願第1号	議員定数を3名削減し、12名とする条例改正の請願について
日程第25	要望第1号	大鳥池西側道路の拡充及び安全表示を求める要望について

発議第12号

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり署名議員を指名する。

平成30年(2018年)5月31日提出

大阪狭山市議会議長 山 本 尚 生

記

10番 片 岡 由利子

11番 丸 山 高 廣

議案第32号

池尻財産区管理会の財産区管理委員の選任について

下記の者を池尻財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例（平成18年大阪狭山市条例第4号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成30年(2018年)5月31日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

記

住 所 大阪府大阪狭山市狭山一丁目2349番地の3
氏 名 岡 田 誠 次
昭和15年1月6日生

議案第33号

池尻財産区管理会の財産区管理委員の選任について

下記の者を池尻財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例（平成18年大阪狭山市条例第4号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成30年(2018年)5月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市東池尻五丁目1307番地の1
氏 名 山 村 正 則
昭和20年2月20日生

議案第34号

池尻財産区管理会の財産区管理委員の選任について

下記の者を池尻財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例（平成18年大阪狭山市条例第4号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成30年(2018年)5月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市東池尻二丁目1265番地
氏 名 都 築 保 彦
昭和21年4月27日生

議案第35号

池尻財産区管理会の財産区管理委員の選任につ
いて

下記の者を池尻財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例（平成18年大阪狭山市条例第4号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成30年(2018年)5月31日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

記

住 所 大阪府大阪狭山市東池尻三丁目2538番地の2
氏 名 山 村 歳 幸
昭和29年12月12日生

議案第36号

池尻財産区管理会の財産区管理委員の選任について

下記の者を池尻財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例（平成18年大阪狭山市条例第4号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成30年(2018年)5月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市池尻中一丁目23番16号
氏 名 中 島 隆 富
昭和46年5月9日生

議案第37号

池尻財産区管理会の財産区管理委員の選任につ
いて

下記の者を池尻財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例（平成18年大阪狭山市条例第4号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成30年(2018年)5月31日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

記

住 所 大阪府大阪狭山市池尻中一丁目22番11号

氏 名 内 山 稔

昭和16年3月7日生

議案第38号

池尻財産区管理会の財産区管理委員の選任につ
いて

下記の者を池尻財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例（平成18年大阪狭山市条例第4号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成30年(2018年)5月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市池尻中一丁目21番16号
氏 名 中 嶋 芳 彦
昭和26年11月13日生

議案第39号

大阪狭山市市税条例等の一部を改正する条例に
ついて

大阪狭山市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成30年(2018年)5月31日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

大阪狭山市市税条例等の一部を改正する条例

(大阪狭山市市税条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市市税条例（昭和40年大阪狭山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第3項中「この章」の次に「（第28条の7第10項から第12項までを除く。）」を加える。

第16条の2第1項中「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「1,250,000円」を「1,350,000円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「100,000円を加算した金額」を加える。

第18条中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が25,000,000円以下である」を加える。

第18条の5中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第19条第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加え、同条第2項中「によつて」を「により」に改め、同条第4項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「、第1項」を「、同項」に改め、同条第6項から第8項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第28条の3中「（以下この章）」を「（次条第1項）」に改める。

第28条の7第1項中「による申告書」の次に「（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）」を加える。

第28条の7に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告につい

ては、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第50条を第50条の2とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第50条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第51条の次に次の1条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第51条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合

物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この章の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第52条第1項中「第50条第1項」を「第50条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第56条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表を次のように改める。

区分	重量
(1) 喫煙用の製造たばこ	
ア 葉巻たばこ	1グラム
イ パイプたばこ	1グラム
ウ 刻みたばこ	2グラム
(2) かみ用の製造たばこ	2グラム
(3) かぎ用の製造たばこ	2グラム

第52条第3項を次のように改める。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもつて紙巻たばこの

0. 5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額 第52条に次の7項を加える。

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第50条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又

は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第53条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第54条第3項中「第50条」を「第50条の2」に改める。

第56条中「第50条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第2条第1項中「得た金額」の次に「に100,000円を加算した金額」を加える。

附則第5条の3第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第5条の3第11項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第10項を同条第14項とし、同条第9項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」

に改め、同項を同条第13項とし、同条第8項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第7項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第6項の次に次の4項を加える。

7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第5条の3第15項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

附則第23条第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 大阪狭山市市税条例の一部を次のように改正する。

第52条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第5条の3第14項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第15項を削り、同条第16項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改め、同項を同条第15項とし、同項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

第3条 大阪狭山市市税条例の一部を次のように改正する。

第52条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4」を「0.6」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第53条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 大阪狭山市市税条例の一部を次のように改正する。

第52条第3項中「0.4」を「0.2」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第53条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 大阪狭山市市税条例の一部を次のように改正する。

第51条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第52条第3項各号列記以外の部分中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

（大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例（平成27年大阪狭山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項中「新条例」を「大阪狭山市市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第50条第1項」を「大阪狭山市市税条例第50条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中大阪狭山市市税条例第50条を第50条の2とし、第5章中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第51条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第52条から第54条まで及び第56条の改正規定並びに第6条並びに附則第5条から第7条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中大阪狭山市市税条例第16条の2第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第19条第1項の改正規定並びに同条例附則第23条第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中大阪狭山市市税条例第52条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中大阪狭山市市税条例第15条第1項及び第3項並びに第28条の7第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中大阪狭山市市税条例第16条の2第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第18条及び第18条の5の改正規定並びに同条例附則第2条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日
- (10) 第1条中大阪狭山市市税条例附則第5条の3第15項の次に1項を加える改正規定 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の大阪狭山市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用

し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の大阪狭山市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の大阪狭山市市税条例(次条第1項において「新条例」という。)第15条第1項及び第3項並びに第28条の7第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号。次条において「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間(以下この条において「適用期間」という。)に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等(以下この条において「中小事業者等」という。)が取得(同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をした同項に規定する機械装置等(以下この条において「機械装置等」という。)(中小

事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第9条第1項及び第11条第1項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（大阪狭山市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年大阪狭山市条例第23号）附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の大阪狭山市市税条例（第4項及び第5項において「30年新条例」という。）第50条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。附則第9条第1項及び第11条第1項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、

地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第10条、第56条第4項及び第5項、第58条並びに第58条の2の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	第56条第1項若しくは第2項、	大阪狭山市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年大阪狭山市条例第 号。以下「平成30年改正条例」という。)附則第6条第3項、
第10条第2号	第56条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
第10条第3号	第41条の8第1項の申告書、第56条第1項若しくは第2項の申告書又は第77条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第6条第3項の納期限
第56条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第56条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項
第58条第1項	第56条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
	当該各項	同項
第58条の2第2項	第56条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項

- 5 30年新条例第57条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1

項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第10条第3号の項中「第41条の8第1項の申告書、第56条第1項」とあるのは、「第56条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申

告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の大阪狭山市市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第10条、第56条第4項及び第5項、第58条並びに第58条の2の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	第56条第1項若しくは第2項、	大阪狭山市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年大阪狭山市条例第 号。以下「平成30年改正条例」という。)附則第9条第3項、
第10条第2号	第56条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第10条第3号	第41条の8第1項の申告書、第56条第1項若しくは第2項の申告書又は第77条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限
第56条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式
第56条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項
第58条第1項	第56条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
	当該各項	同項
第58条の2第2項	第56条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項

5 32年新条例第57条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1

項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第10条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、

第4条の規定による改正後の大阪狭山市市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第10条、第56条第4項及び第5項、第58条並びに第58条の2の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	第56条第1項若しくは第2項、	大阪狭山市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年大阪狭山市条例第 号。以下「平成30年改正条例」という。）附則第11条第3項、
第10条第2号	第56条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
第10条第3号	第41条の8第1項の申告書、第56条第1項若しくは第2項の申告書又は第77条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第11条第3項の納期限
第56条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第56条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項
第58条第1項	第56条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
	当該各項	同項
第58条の2第2項	第56条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項

- 5 33年新条例第57条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参

考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

議案第40号

大阪狭山市介護保険条例の一部を改正する条例
について

大阪狭山市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成30年(2018年)5月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市介護保険条例の一部を改正する条例

大阪狭山市介護保険条例（平成12年大阪狭山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

議案第41号

大阪狭山市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

大阪狭山市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成30年(2018年)5月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大阪狭山市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年大阪狭山市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条中「及び法第115条の12第2項第1号」を削り、「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)」を、「除く」の次に「。次項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

2 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人であるものとする。

第5条第1項中「法」の次に「第78条の2の2第1項第1号及び第2号並びに」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第42号

大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部を改正す
る条例について

大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成30年(2018年)5月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪狭山市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第11条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第43号

大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例の一部を
改正する条例について

大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成30年(2018年)5月31日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例の一部を改正する条例

大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例（昭和28年大阪狭山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第15条第3号中「第29条」を「第29条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第44号

大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例
について

大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成30年(2018年)5月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26
年大阪狭山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「保育をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条
に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著し
く困難であると認める場合であつて、次の各号のいずれにも該当すると認めるとき
は、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担
及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするため
の措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応
じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行
う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号にお
いて「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供
される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくはB型又は事業所内
保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小
規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

第17条第2項に次の1号を加える。

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、
当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、
調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達
の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、
必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じ

ることができる者が調理業務を行う施設として市長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的事業を行う場合に限る。）

附則第1条中「施行の日」の次に「（以下「施行日」という。）」を加える。

附則第2条中「事業を行う者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第45号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大阪狭山市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年(2018年)5月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

- 1 契約の目的 大阪狭山市立第三中学校大規模改造（特別教室棟他）工事
- 2 契約金額 ￥356,290,920-
- 3 契約の相手方 大阪市浪速区湊町1丁目4番38号
大日本土木株式会社大阪支店
執行役員支店長 小林 良一

議案第46号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大阪狭山市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年(2018年)5月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

- 1 契約の目的 大阪狭山市立学校給食センター改修工事（3期）
- 2 契約金額 ￥182,750,040-
- 3 契約の相手方 大阪市西区江戸堀1丁目25番30号
タツト・建設株式会社
代表取締役 大川 大助

議案第47号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更
及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更
に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町及び岬町に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について、関係市町村と協議するため同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年(2018年)5月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

第1条 大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第2中「四條畷市」を「泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町」に改める。

第2条 大阪広域水道企業団規約の一部を次のように変更する。

別表第2中「豊能町」の次に「、能勢町」を加える。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成36年4月1日から施行する。

議案第48号

平成30年度(2018年度)大阪狭山市一般会計補正
予算(第3号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成30
年度(2018年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第3号)を別案のとおり提出する。

平成30年(2018年)5月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第49号

平成30年度(2018年度)大阪狭山市介護保険特別
会計(事業勘定)補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成30年度(2018年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

平成30年(2018年)5月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第50号

平成30年度(2018年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成30年度(2018年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

平成30年(2018年)5月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第51号

平成30年度(2018年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成30年度(2018年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

平成30年(2018年)5月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

報告第 3 号

平成 29 年度 (2017 年度) 大阪狭山市一般会計予算
繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、平成 29 年度 (2017 年度) 大阪狭山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成 30 年 (2018 年) 5 月 31 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

報告第 4 号

平成30年度(2018年度)公益財団法人大阪狭山市
文化振興事業団の事業計画及び予算の報告につ
いて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、平成
30年度(2018年度)公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団の事業計画及び予算につ
いて別紙のとおり報告する。

平成30年(2018年)5月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人



大阪狭山市議会
議長 山本 尚生 様

件名 議員定数を3名削減し、12名とする条例改正の請願

紹介議員 大阪狭山維新の会
上谷 元忠

小原 一洋

1. 要旨

議員定数削減 次回選挙から定数を3名削減し12名とする条例改正を求めます。

2. 「理由」

平成26年3月議会に、諏訪久義議員を紹介議員として、定数を12名にするための「請願」が提出されました。当時現職の諏訪議員が、自らの10年余の経験を踏まえて、本市も12名の議員で議会運営が可能であると力説されましたが、残念ながら、不採択となっています。私たちは、これを承知の上で新たに「定数削減」を請願する次第です。

近隣の富田林市と河内長野市でも人口が当市の2倍であるのに、議員定数が18名であり、人口約6500人当たり1議員であります。以前から、人口数を考えれば本市の議員定数は9名が良いとの意見も出されていました。

一方、府内の市で、人口規模が本市とほぼ同じ（人口5万7千人）である四条畷市が、市民アンケート等で民意を問い、人口5,000人当たり1議員が適切であるとして、16名の議員定数を4名削減し、12名と決定し実施されています。この結論を得る過程では、議員が真剣に討議し、議員提案として可決したようです。

当市の現在の議員定数（15名）では市民3800余人当たり1議員が居て、相対的に多すぎるのです。行財政改革のために、議員自ら率先して身を切る努力をお願いしたい。

四条畷市で出来ることが、当市で出来ない訳がありません。当然、議員は委員の兼務が増えて多忙となるでしょうが、小数精鋭を目指してください。今期限りで引退される議員もおられるようで、今が定数削減のチャンスです。3名の削減で、4年間で約1億円が節約でき、市税・人口減のなか、市財政への貢献が大となります。

グローバル化が進展している世界にあって、多少の制度の違いがあるとはい

え、日本の地方議員数は欧米と比較して定数も又報酬も多いとされています。

近畿大学の泉ヶ丘地区への移転問題が出てから、本市のニュータウン地区での地価は3年連続で低下しています。社会福祉費の増大が続く中、今後も市財政の運営はとてつもない難しい時代が続く事を認識され、本市の身の丈に合った緊縮財政の実現に議員が範を示すべきです。勿論、相対的に高いとされている本市の職員に対しても、身の丈にあったものが要求されます。市民の代表である議員もこの行財政改革に率先垂範していただくことが肝要です。

(以上)

平成30年5月 日

「市民オンブズマン・大阪狭山」

大阪狭山市西山台4-2-9-510

代表 平野 博義

大阪狭山市狭山2丁目974-8-108

副代表 山口幸男

大阪狭山市東池尻5丁目1462-32

副代表 荒谷 恵介

大阪狭山市西山台4丁目1-3-405

委員 沢田 崇高

<参考資料>

【全国の地方自治体の議員定数】

1) 法律の背景

*地方自治法第91条第1項で「市町村の議会の定数は、条例で定める」とあり、第2項で「市町村の議員の定数は、当該国号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。」としていたが、上限の制限は改正で外された。

【議員定数について】

我が国の市会議員の法定上限数は、異常に高かったが、これは、戦前の市制、町村制時代に定められていた議員定数を基本的に引き継いだ為である。GHQ側では「合衆国の地方議会に比べて、面積・人口の点から見て日本の市町村議会

の議員数が多すぎるとの先入観があった」が、特に強く主張せずに、定数増加を原則として認めない制度にするに留めた。これが住民の批判の対象となり、一貫して全員の方向に動き、今では、定数の上限も取り払われたが、依然として米国に比べると著しく多い。

例えば、よく知っている都市では：

サンフランシスコ市は 11 名　ロス市では 15 名

日本の地方自治が、国政レベルのように、議会制民主主義を大原則としている故に、議会議員数は様々な民意を多角的に国政の場に反映させる手段として重要である。しかし、日本の現行自治制度は、地域住民に「条例の制定改廃請求権」「事務の監査請求権（12条）さらに「議会の解散請求権」「主要公務員の解職請求権（13条）」というきょう強力な直接民主制的な制度を認めている。定数削減が非民主的だとの主張は「地方自治制度が国政同様の議会制民主主義に基づいている」との錯覚に基づくものである。住民に地方政府の機関として強力な制度が認められている制度の下では、議員数が多いことは必要ではない。米国の地方自治体が、日本の数分の一という少ない議員数が採用されている理由である。

直接民主制的な制度の下ではむしろ、行政の活動が、不断に市民の監視下におかれる大成を整備する事が大切である。

議会活動に関する住民監視手段の一つとして、小滝敏之氏は下記を紹介している。

「議会が夕方から夜にかけて開催される場合が多い。一部を除き、米国の大方の自治体では、主権者たる住民が参加し易い夜間の時間帯に開かれている。勤め帰りの人々や家庭の主婦が熱心に意見を開陳していた。」

我が国で、このような夜間や土日の議会開催が行われていない大きな理由は、地方儀化に関しても国会と同様の会期制を採用し、議会は会期中に限ってしか活動能力を持たないとしている（101条～102条）ことにある。その為「一定期間に居集中して審議する」などの理由で平日の昼間に開催されていて、住民が傍聴しにくい運営になっていた。総務省でも、現在地方自治法から会期制を撤廃することを検討中とのことであり、当市に於いては今年度から通年議会を採用しているのだから、昼間開催の理由は無い筈である。

米国の議会では「議会会議室は、議員が半円型の議席に座って、傍聴席（とい

うよりむしろ発言席)の住民に向かい合う形式が圧倒的に多い。議員が有権者に背中を向けて着席する日本的形式の議席は米国の自治会では皆無に近い」(小滝論文)

ネットを見る限り、議会活動の全てがローカルテレビやインターネット・テレビで中継されていることを市のHPで強調していることを見ると、市議会議員数を多くして、個々の議員の発言機会を減少させるよりも、議会の活性化につながり、市政への関心の機会を確保する方が、民主主義的には適正な制度だと考えられる。

久世公堯の説を紹介すると：

「戦前の旧制度下に於いては、議員の本質は名誉職であったが、現行制度における議員の地位と職分とは、本質的に名誉職的でありながら、実施的には非常勤の半ば職業的専門職的色彩を帯びた性格のものとして理解する事が出来る。即ち、

- ① 議員は、現在においては、行政の分化、専門化に応じてその審議も専門的であり、これに要する時間も遥かに多くなっていることは事実であり、旧制度における「名誉職」として片手間に出来るものではない。

- ② 戦後の一般社会通念として、「勤労は報酬を伴う」という経済観念が支配的で、(中略)ある程度生活給的な要素を加えていることは無視できない。

- ③ しかしながら、議員は、常勤職であるとかその報酬は労働に対する給料であるといいうるものではなく、その本質は、あくまでも、民主体制の下において地方住民から選ばれた「議員」であり、観念的、心理的には「名誉職」的であるべきである。

大出峻郎の説は：

「議員の報酬は、一般公務員の給料とその性質を事にする。一般公務員は、公務に就くことを職業とし、その職務に常勤するもので、地方公共団体から受ける給料は勤労の対価であり生活給である。・・・議員は常勤職ではなく、しかも他の職業と兼ねることが出来る。従って議員に支給される報酬は、職務の遂行に必要な費用、即ち手当的な性格がより強い。もっとも、最近に於いては自治体の事務も複雑化し議員の職務も繁忙を加え、かつ専門職化されつつあることから、単なる手当的な生活のものとして割り切れない面があるとも云える。

上記の意見から見ても、常勤一般職公務員に匹敵する額の議員報酬が常態化している現状は異常という他はない。(日本大学教授 甲斐素直)

(直近の府下、定数削減)

下記は、私が知り得た 情報ですが、未だ数市
有る模様・他市の対応参考にしてください。

1. 泉佐野市 定数20を 18名に 本年度実施。
2. 泉大津市 17を 16名に 31年4月より。
3. 茨木市 30を 28に 33年7月より。
4. 富田林市 19を 18名に 31年4月より。
5. 大阪市 86名を 83名に 31年4月より
6. 阪南市 16名を 14名に 29年9月実施
7. 豊中市 36名を 何名削減するか、継続審議中。

(お願い)

定数削減による、3議員の 議員報酬・議員経費分は、社会福祉の充実に回して
ください。

議会経費(別紙 5月現在の概算)も、3議席削減による節減分も、社会福祉
予算に廻して頂くようお願い申し上げます。

議員定数が、減少すると、組織政党を有利にし、無党派層の民意の反映難しくな
るとか、議員定数削減する市は、経済的困窮市のする事と言われますが、そうで
はありません。委員兼任で、ご苦労ですが、市民の為、頑張りをお願いします。

—以上—

平成30年5月16日

大阪狭山市市議会議長

山本 尚生 様

大阪狭山市東池尻5丁目1462-3

TEL :

金田 英也

荒谷 恵介

要 望 書

大鳥池西側道路の拡充及び安全表示

趣旨説明

最近、田んぼを造成して宅地となり、数十件単位で住宅が新築されています。それに伴い住人も増えています。

新築住宅が建てられた箇所については道路幅が6mと広がっているが、建て替えた住宅、古い住宅では道路は2.3mと狭くなっている。

狭山東野線の道幅が狭いにも関わらず、朝夕は通勤・通学で利用する人で自動車、自転車、歩行者が多く利用し、昼間は買い物等で自転車や歩行者が多く利用しており、又時には工事用のトラックが通行しカーブミラーに接触する事故も発生している。

(道幅で2.3m～6m)

安全標識も設置されていない。

今にも交通事故が起きてもお不思議ではない状況である。

添付資料を参照

大阪狭山市、警察署に対して改善を直接要求したが、話を聞いてくれるも行動を起こしてくれることはなかった。

事故が起こる可能性が高く、事故が起こると取り返しの出来ないことになることになる

要求事項

- 1、道路幅が2.3mと狭い箇所があり、道路幅を広げてほしい。
- 2、安全標識を取り付けてほしい。
*道路幅が狭いが駐車禁止の表示がないため駐車している時がある
- 3 自動車の通行量も多く、一方通行に出来ないか。
- 4、時間帯規制をしてほしい

以上



大阪狭山市東池尻5丁目1462付近

